

意見広告

違憲状態総理大臣：違憲状態国會議員

第1 2012年最高裁判決（一人一票裁判）

1 現在の参院選挙区では、1票は住所によって差別されています（図1：全国「住所差別」マップ参照）。

その参院選の1票の不平等に関する2012年最高裁判決（多数意見）は、

「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出しづらい」

と判断しました。

即ち、同判決は、

『参院選の一票の価値は、衆院選の一票の価値と同一である』旨

判断しています。

同判決は、『参院選の一票の価値は、参院の独自性を理由に、衆院選の一票の価値より「1票の格差」が大きくて当然である』としてきた、過去50余年間続いた『国家の仕組み』を根本的に変える、革命的判決です。

一人一票実現国民会議は、この歴史的判決を下した最高裁判官を、心の底から深く、深く尊敬します。

2 ここで、2012年仏大統領選を例にとって、『主権者（国民）の多数決（民主主義）の問題を考えてみましょう。

51.6%（1800万票）得票のオランド氏が大統領に当選し、48.4%（1686万票）得票のサルコジ氏は落選しました。仏大統領選は、「一人一票」です。

ところが、仮に、1.1倍の「1票の格差」（最大）（即ち、1票対0.9票の「住所差別」（最大）（=「清き0.9票」）があったとすると、オランド氏の当選は、保障されません。『1686万票（48.4%）のサルコジ氏が当選し、1800万票（51.6%）のオランド氏が落選することが、オカシイこと』は、小学生でも分かります。

3 しかし、2012年最高裁判決の全最高裁裁判官（15名）のいずれの判事も、

「主権者（国民）は、一人一票を有する」

と判断しませんでした。

この1点だけを理由として、日本を2016年までに「代議制民主主義国家」に変えるという目的実現のために、「一人一票実現国民会議」有志は、主権者として、次回の最高裁判所裁判官国民審査の「審査に付」される（憲法79条）、下記10名の裁判官全員に不支持票（×印）を投票します。

なぜなら、最高裁が「1人1票である」と判断しない限り、国会は「1人1票」の立法をしないからです。

①須藤正彦（弁護士出身）
②千葉勝美（裁判官出身）
③横田尤孝（検察官出身）
④白木勇（裁判官出身）
⑤岡部喜代子（裁判官・学者出身）
⑥大谷剛彦（裁判官出身）
⑦寺田逸郎（裁判官出身）
⑧大橋正春（弁護士出身）
⑨山浦善樹（弁護士出身）
⑩小貫芳信（検察官出身）（敬称略・任官順）

第2 「違憲状態国會議員」

1 最高裁は、2011年3月に、「衆院選は、違憲状態であった」と判決しました。

そして、最高裁は、2012年10月に、「参院選は、違憲状態であった」と判決しました。ということは、

①現職の国會議員は、「違憲状態国會議員」です。

②「違憲状態国会」によって指名された野田総理大臣は、「違憲状態総理大臣」です。

③「違憲状態内閣」によって、任命された最高裁判官は、「違憲状態最高裁判官」です。「違憲状態内閣」により任命された高裁判官、地裁判官は、「違憲状態高裁判官」、「違憲状態地裁判官」です。

④「違憲状態総理大臣」によって直接又は間接に、任命されている全国の国家公務員も、「違憲状態国家公務員」です。

2 今、国家権力（行政権、立法権、司法権の三権）は、「違憲状態国會議員」、「違憲状態公務員」、「違憲状態裁判官」によって、日々行使されています。

よって、今、国家権力は、実質的に、正当性を欠いています。

その意味で、日本は、「法治國家」ではありません。

一人一票で行政のトップを選んでいる韓国、台湾、ロシアが、日本の違

憲状態総理大臣に、一目置くとは、期待できません。

一人一票の保障無しの「違法状態国家」（日本）が、10年後も、一人一票の多数決で行政のトップを選んでいる、韓国、台湾と、世界市場で、競争できるか、疑問です。

第3 代議制民主主義の3本の柱

1 代議制民主主義は、

- ①「主権者は、国民である」、
- ②「正当（な）選挙」、
- ③「国會議員の多数決」

の3本の柱から成り立っています。

代議制民主主義では、②「正当（な）選挙」こそ、統治の仕組みの命綱です。なぜならば、「正当（な）選挙」（即ち、人口基準選挙）は、「国會議員の多数決」を「主権者（国民）の多数決」に同時変換するための『主権者（国民）総参加の手続』（換言すれば、変換ソフト）だからです（図2：代議制民主主義の3本の柱参照）。

非「人口基準選挙」によると、少数の有権者が、必ず、多数の国會議員を選出することになります。その結果、国民は、国會議員を通じて、国民の多数決で、三権を支配できるという「保障」を失います。

2 18世紀のイギリスの法律家・ベンサムは、民主主義の法理として、国民の「最大多数の最大幸福」を唱えました。

代議制民主主義は、主権者（国民）が、国會議員を通じて、主権者の多数決で、立法、行政、司法の三権（国家権力）を行使するという、深い「割り切り」です。

人口の少数が、国會議員の多数

を選び、その国會議員が、多数決で三権を支配したのでは、国會議員の「最大多数の最大幸福」、ひいては、国會議員主権国家でしかありません。

1人1票を実現しましょう。

図1：全国「住所差別」マップ——

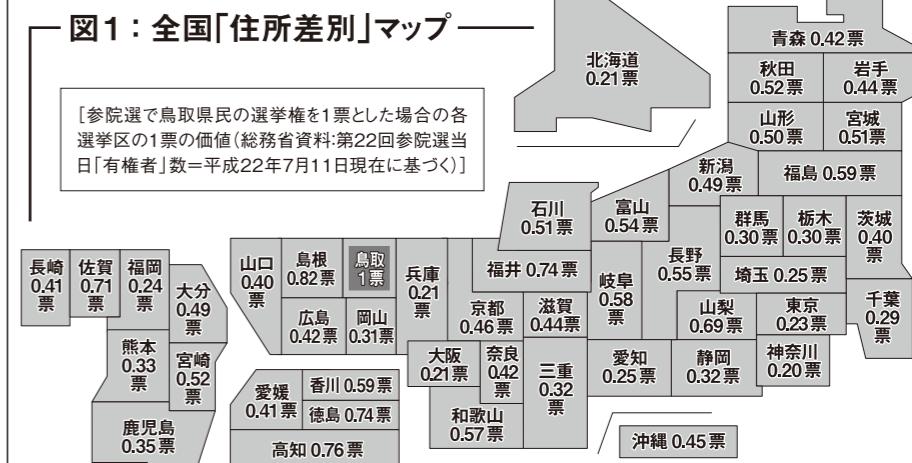
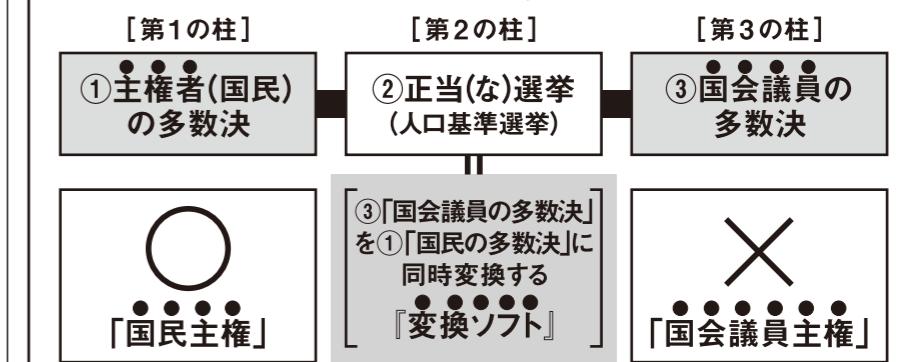


図2：代議制民主主義の3本の柱

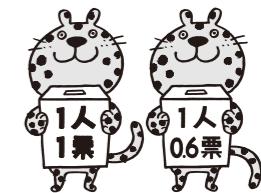


あなたの1票が何票の価値かチェック！ <http://www.ippyo.org/>



一人一票 検索

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議